

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 一九
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 一九
- 水防警報を発する河川を指定する件二件 一九
- 公告**
- 随意契約の相手方を決定した件 二〇〇
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格を公示する件 二〇〇
- 福島県選挙管理委員会
- 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があつた件 二〇二

告示

福島県告示第三百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年四月十八日から同年八月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 TSUTAYA BOOK STORE 福島南 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか

福島県知事 内堀 雅雄

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社 MIDORI
 代表者の氏名 代表取締役社長 中島 健一
 住所 福島県郡山市下亀田十六番地十六
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 別紙書面のとおり
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 令和五年十一月二十八日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千八百四十一平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百五十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百十一台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 百五十一・六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 九・七立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (一) 開店時刻 午前九時
 (二) 閉店時刻 午後十二時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時四十五分から翌日の午前零時十五分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 数 四か所
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 別紙書面のとおり
 - 七 届出年月日
 令和五年三月二十七日
- （「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧

に供する。）

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、矢吹原土地改良区が矢吹原地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年四月十九日から

同 年五月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

白河市役所、須賀川市役所、鏡石町役場、天栄村役場、泉崎村役場及び矢吹町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。

令和五年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

河川名	区	域
滑川	左岸 須賀川市仁井田字僧内(関下水位観測所)から須賀川市宮ノ杜(準用河川辰根川合流点)まで 右岸 須賀川市仁井田字四十垣(関下水位観測所)から須賀川市森宿字ビワノ首(準用河川辰根川合流点)まで	
牧野川	左岸 田村市大越町牧野字牧野(県管理区間上端)から田村市船引町船引字館屋敷(大滝根川合流点)まで 右岸 田村市大越町牧野戸ノ内(県管理区間上端)から田村市船引町船引川代(大滝根川合流点)まで	

(河川整備課)

福島県告示第三百十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。

令和五年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

河川名	区	域
大久川	左岸 いわき市大久町大久字柴崎地内から海まで 右岸 いわき市大久町大久字柴崎地内から海まで	
矢田川	左岸 いわき市常磐上矢田町(頭田)から藤原川合流地点まで 右岸 いわき市常磐上矢田町(頭田)から藤原川合流地点まで	
滑津川	左岸 いわき市平中山字柿ノ目地内から海まで 右岸 いわき市平中山字赤地内から海まで	

(河川整備課)

公 告

公告第79号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年4月18日

福島県環境創造センター所長 青木浩司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県環境創造センター電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県環境創造センター総務企画部総務課 福島県田村郡三春町深作10番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
71,585,239円（予定使用電力量 2,572,431kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(環境共生課)

公告第八十号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第四条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第十七号）第二百七十四条の二第四項の規定により、令和5年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（令和三年福島県告示第六百二十一号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

令和五年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から令和六年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に管

業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四―一三三―一六五二
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇―一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四―二二九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四―一六二―五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四―二六―一三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四―六一二―四一六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問合せ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、会津若松市選挙管理委員会から報告があつた。

令和五年四月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容 見込人員数
平成二八年 五月一日	会津若松市 行仁町五番 三二二号	会津若松市 行仁コミュ ニテイセン ター	会津若松市 長	一三七・五〇 平方メートル	一三七人
同	同市日新町 五番二八号	会津若松市 日新コミュ ニテイセン ター	会津若松市 長	一二〇・〇〇 平方メートル	一二〇人
同	同市石堂町 一〇番六五 号	会津若松市 城北コミュ ニテイセン ター	会津若松市 長	一二〇・〇〇 平方メートル	一二〇人
同	同市材木町 一丁目三番 三八号	会津若松市 城西コミュ ニテイセン ター	会津若松市 長	一四四・〇〇 平方メートル	一四四人
同	同市松長四 丁目九番地 の一〇八	会津若松市 松長コミュ ニテイセン ター	会津若松市 長	一〇〇・〇〇 平方メートル	一〇〇人
同	同市城東町	会津若松市	会津若松市	一三三・〇〇	一三三人

同	同	
同市山鹿町 一番二二号	同市東年貢 一丁目一 番二号	一番四七号
会津若松市 謹教コミュ ニティセン ター	会津若松市 城南コミュ ニティセン ター	鶴城コミュ ニティセン ター
長 会津若松市	長 会津若松市	長
一〇・八〇 平方メートル	一〇〇・〇五 平方メートル	平方メートル
一 一〇人	一 〇〇人	